第三・二十五条　関税上の特恵待遇の否認

1　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を否認することができる。

(a)　産品がこの章に定める要件を満たさない場合

(b)　産品の輸入者、輸出者又は生産者がこの章に定める関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たさず、又は満たさなかった場合

2　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇の要求を否認する場合には、輸入者に対して決定（その理由を含む。）を書面により提供する。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が原産品でないことを決定し、関税上の特恵待遇を否認することができる。

(a)　当該輸入締約国の税関当局が産品が原産品であることを決定するために十分な情報を受領しなかった場合

(b)　輸出者、生産者又は輸出締約国の権限のある当局が前条（原産品であるかどうかについての確認）の規定に基づく情報についての書面による要請に回答しない場合

(c)　前条（原産品であるかどうかについての確認）の規定に基づく確認のための訪問についての要請が拒否される場合

第三・二十六条　軽微な表現の相違又は誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な表現の相違又は誤り（例えば、文書間の軽微な表現の相違、情報の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な表現の相違又は誤りが産品の原産品としての資格に疑いを生じさせないことを条件とする。

第三・二十七条　記録の保管に関する義務

1　各締約国は、次のことを要求するものとする。

(a)　自国の輸出者、生産者、発給機関又は権限のある当局が、原産地証明の発給の日から少なくとも三年間又は自国の関係法令に基づくより長い期間、当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

(b)　自国の輸入者が、産品の輸入の日から少なくとも三年間又は自国の関係法令に基づくより長い期間、関税上の特恵待遇を要求した産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

2　1に規定する記録は、締約国の法令に従い、速やかに取り出すことができる媒体（デジタル式の、電子的な、光学的な又は磁気的な媒体及び書面を含む。）により保管することができる。

第三・二十八条　協議

締約国は、必要な場合には、この協定の精神及び目的を達成するため、この章の規定が効果的に、一律に及び一貫して運用されることを確保するために協議する。

第三・二十九条　原産性の情報の交換のための電子的なシステム

締約国は、この章の規定の効果的かつ効率的な実施を確保するため、関係する締約国が共同して決定する方法により、原産性の情報の交換のための電子的なシステムを開発することができる。

第三・三十条　輸送中の産品についての経過規定

締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日に次のいずれかに該当する原産品に対し、当該日から百八十日以内に第三・二十二条（関税上の特恵待遇の要求）の規定に基づく有効な関税上の特恵待遇の要求が行われる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

(a)　自国へ輸送中（第三・十五条（直接積送）の規定に適合するもの）であったもの

(b)　自国に輸入されていなかったもの

第三・三十一条　罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対する適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第三・三十二条　使用言語

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第三・三十三条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施に関する一又は二以上の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更について他の締約国に対して速やかに通報する。

第三・三十四条　品目別規則の置換え

1　締約国は、統一システムの改正が効力を生ずる前に、統一システムの変更を反映するために必要なこの章及び附属書三Ａ（品目別規則）の更新の準備を行うために協議する。

2　締約国は、附属書三Ａ（品目別規則）の置換えが品目別規則を損なうことなく行われ、かつ、適時に終了することを確保する。

3　統一システムの定期的な改正の後の改正された統一システムの品目表による附属書三Ａ（品目別規則）の置換えは、物品に関する委員会の勧告に基づき、ＲＣＥＰ合同委員会により採択される。締約国は、採択された附属書三Ａ（品目別規則）の置換えであって、改正された統一システムの品目表によるものを速やかに公表する。

4　この条の規定の適用上、「置換え」とは、附属書三Ａ（品目別規則）に定める品目別規則の効果的な実施を促進するために必要な措置であって、統一システムの品目表の定期的な更新を反映するためのものをいう。

第三・三十五条　附属書の改正

附属書三Ａ（品目別規則）及び附属書三Ｂ（必要的記載事項）のみについての改正については、ＲＣＥＰ合同委員会がコンセンサス方式によって承認することができる。当該改正は、第二十・四条（改正）の規定に従って効力を生ずる。(注)

注　日本国については、この条の規定の適用上、第二十・四条（改正）中「それぞれの関係する国内法上の手続を完了した」とあるのは、「日本国政府における内部手続を完了した」と読み替えるものとする。

附属書三Ａ　品目別規則

附属書に関する頭注

1　この附属書は、第三・二条（原産品）の規定に基づき、産品が原産品として取り扱われるために必要とされる条件を定める。

2　第三・二条（原産品）(a)及び(b)の規定に定める「一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品」の原産性の基準及び「一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品」の原産性の基準は、全ての関税品目について適用する。

3　この附属書に定める品目別規則の解釈上、

(a)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(b)　「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(c)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

4　一の産品が二以上の選択的な品目別規則のいずれかを満たすときは、品目別規則は満たされたものとする。

5　関税分類の変更（以下この附属書において「ＣＴＣ」という。）の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

6　ＣＴＣの規則が他の関税分類からの変更を明示的に除外する場合には、その除外は、非原産材料についてのみ適用する。

7　この附属書の適用上、

(a)　「ＲＶＣ四〇」とは、第三・五条（域内原産割合の算定）の規定に基づいて算定される産品の域内原産割合（以下この附属書において「ＲＶＣ」という。）が四十パーセント以上でなければならないことをいう。

(b)　「ＣＣ」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるＣＴＣが行われたことをいう。

(c)　「ＣＴＨ」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準におけるＣＴＣが行われたことをいう。